

令和 7 年度事業計画書

社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会

令和7年度那須烏山市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

少子高齢化・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。

このような背景を踏まえ、地域における複合的な課題等に対し、分野属性に関わらず相談を丸ごと受け止め、連携・協働して解決に結びつけていく体制の整備が地方公共団体の責務となり、重層的支援体制整備事業が創設され、本市においても、令和6年度から取り組んでいる。

本会としても、地域における複合的な課題等を起点として、各種福祉サービスや地域の支え合い活動を効果的かつ効率的に提供できるよう、市と関係機関、地域が連携・協働して体制づくりや事業展開を図り、第4期地域福祉活動計画の基本理念である、「だれもがともに支え合う地域共生のまちづくり」の実現を目指していく。

II 重点目標

- 1 法人組織経営体制の強化推進
- 2 地域福祉活動計画の推進
- 3 地域協働による相談・支援・サービス体制の確立推進
- 4 ボランティアセンターの充実・強化推進
- 5 介護保険事業の推進
- 6 障害児者福祉事業の推進

III 事業内容

1 理事、評議員等組織経営体制の安定強化を推進

発展的・持続可能な社会福祉協議会を目指し、社会福祉協議会の執行、議決機関として理事会、評議員会、及び課長会議等を開催し、法人組織、経営体制の改革を進め、組織の安定強化を図る。

2 第4期地域福祉活動計画の推進と進捗管理

第4期地域福祉活動計画（令和5年度～令和9年度）に基づく、体制づくり及び事業実施。

3 地域協働による相談・支援・サービス体制の確立推進

重層的支援体制整備事業を活かして、関係機関による包括相談支援と、地域住民主体の支え合い活動、社会福祉法人・企業団体等との活動が一体となって連携・協働ができるよう、多機関協働ネットワークやサービス体制を構築する。

- ① 重層的支援体制整備事業（多機関協働、生活困窮者支援等のための地域づくり、生活支援体制整備）
- ② 多機関協働支援及びネットワーク体制等の推進（重層的支援体制整備事の中核）
- ③ 生活困窮やひきこもり等制度の狭間となるニーズへの支援体制の推進
- ④ 地域での見守り等支え合い活動の支援体制の推進（支え合いネットワーク連絡会、支え合おうネットワーク通信の発行等）
- ⑤ なすから支え合いサポートバンク事業生活支援サービス「助っ人からす」の推進
- ⑥ 日常生活自立支援事業（あすてらすなすからすやま）
- ⑦ 法人後見事業
- ⑧ 生活福祉資金特例貸付フォローアップ支援事業（県社協）
- ⑨ 生活福祉資金の貸付（県社協）
- ⑩ 生活困窮者サポート支援（フードバンク提供窓口・貸付利用を含む相談支援）
- ⑪ 社会福祉金庫の貸付（市社協）
- ⑫ 善意銀行による給付（市社協）
- ⑬ 市民法律相談の開催
- ⑭ 心配ごと相談所の開設
- ⑮ 日常生活福祉用具貸出事業（リフト付き福祉車両・車イス・デイジーCD及び再生機）
- ⑯ 物品寄付及び貸出（善意銀行、ボランティア室、生きがい作業室等）

4 那須烏山市地域包括支援センターみなみなす事業の推進

高齢者やその家族等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な相談を受け止め、介護・福祉・健康・医療・地域と連携した支援を行う。また、重層的支援体制と連携・協働した地域包括ケアシステムの推進を図る。

5 ボランティアセンターの充実・強化推進

支え合い活動を効果的かつ効率的に提供できるよう、関係機関との連携を通して幅広いボランティアの育成と組織化を図る。

- ① ボランティアセンター運営委員会の開催
- ② ボランティア協力校連絡会の開催（市内小中高校、支援学校）
- ③ 福祉施設ボランティア担当者連絡会の開催
- ④ ボランティアコーディネート（登録・調整、助成、活動保険、情報発信、団体支援等）
- ⑤ 福祉共育の推進（学校や企業、地域等への出前講座、烏山高校チャレンジプロジェクト等）
- ⑥ 災害ボランティアネットワークと体制づくりの強化推進（市、関係機関、企業等）

6 介護保険事業の推進

公共性の高い民間の社会福祉法人という視点から、一般の介護保険サービスの利用が困難な方へのサービスを中心に、介護保険事業を推進する。

- ① 居宅介護支援事業（ケアプラン作成）
- ② 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）

7 障害児者福祉事業の推進

心身障害児者が、一般住民と同じように日常生活が送れるよう障害児者福祉事業を行う。

- ① 障害福祉サービス事業〔就労継続支援事業（B型）〕
- ② 障害児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービスの多機能型事業所）
- ③ 障害児相談支援事業
- ④ 障害福祉サービス事業（居宅介護、同行援護）
- ⑤ 障がい者余暇活動支援事業

8 福祉意識の向上啓発

福祉の諸課題の解決のために、必要かつ効果的な市民への啓発活動を行う。

- ① 社会福祉振興大会
- ② 社協だよりの発行（年４回）
- ③ デジタル化を活用した広報周知啓発の推進
- ④ 市民の地域福祉啓発に向けた機会の創出

9 福祉関係団体等への支援

各団体の活動がより活発になり、自主的な運営ができるように支援する。

- ① いきいきクラブ連合会
- ② 心身障害児者父母の会
- ③ ひとり親家庭福祉会
- ④ 一人暮らし高齢者の会「カナリア会」
- ⑤ あすなろ（すずらん）保護者会
- ⑥ くれよんクラブ父母の会「コスモス会」
- ⑦ 高齢者生きがいづくりグループ
- ⑧ 福祉団体等貸切バス利用料補助事業

10 基金の効率的運用

社会福祉振興基金等の効率的運用を図る。

11 自主財源の確保

安定した事業を推進するために、会費等の自主財源の確保に努める。

12 共同募金運動への協力

- ① 募金の趣旨の普及に努めると共に自治会や各種団体等の協力を得て運動を推進する。
- ② 市内企業・施設から売上の一部を寄付頂く取組み募金百貨店プロジェクトを推進する。

1 3 日本赤十字事業への協力

- ① 社員加入の推進
- ② 罹災者への救急物資配布